(i)　「差別的でない」とは、同様の状況において同種の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの他の利用者に与えられる待遇よりも不利でない待遇をいう。

(j)　「公衆電気通信の伝送網」とは、伝送網の定められた終端地点の間で公衆電気通信の伝送サービスを提供するために利用される電気通信の基盤をいう。

(k)　「公衆電気通信の伝送サービス」とは、公衆一般に提供される電気通信の伝送サービスをいう。当該伝送サービスには、特に、電信、電話、テレックス及びデータ伝送であって、典型的には、二以上の地点の間で、顧客が提供する情報について、当該地点の終端において当該情報の形態又は内容に変更を伴わずに行うものを含む。

(l)　「電気通信」とは、電磁的手段による信号の送信及び受信をいう。

(m)　「電気通信規制機関」とは、電気通信の規制について責任を有する一又は二以上の機関をいう。

(n)　「利用者」とは、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの最終利用者又は提供者をいう。

第十・三条　アクセス及び利用

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が透明性のある、合理的な、かつ、差別的でない条件で適時に公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用を認められることを確保する。その義務は、特に、2から6までの規定を通じて履行する。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者について、当該一方の締約国内において又は当該一方の締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービス（それらには、専用回線を含む。）へのアクセス並びにそれらの利用を確保するものとし、このため、5及び6の規定に従い、当該サービス提供者が次のことについて許可されることを確保する。

(a)　当該サービス提供者が当該公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器であってサービスの提供に必要なものを購入し、又は賃借し、及び接続すること。

(b)　専用回線又は自営回線を通じて個々又は複数の利用者にサービスを提供すること。

(c)　当該サービス提供者が専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続すること。

(d)　データの変換を行い、信号を送信し、並びにデータを処理し、及び転換する機能を果たすこと。

(e)　当該サービス提供者がサービスの提供に当たり、自己の選択する運用のプロトコル（電気通信の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能とすることを確保するために必要なプロトコル以外のもの）を利用すること。

3　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が国境内の及び国境を越える情報の移動（当該サービス提供者の企業内通信を含む。）のため並びにいずれかの締約国又は世界貿易機関設立協定の締約国である第三国においてデータベースに含まれ、又は機械による判読が可能な他の形態で蓄積された情報へのアクセスのために公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスを利用することができることを確保する。

4　3の規定にかかわらず、締約国は、次の目的のために必要な措置をとることができる。ただし、当該措置を、恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　通信の安全及び秘密を確保すること。

(b)　最終利用者の個人情報（プライバシーを含む。）を保護すること。

5　各締約国は、次のいずれかの場合を除くほか、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に条件が課されないことを確保する。

(a)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の公衆サービスとしての責任、特に、当該提供者の伝送網及び伝送サービスを公衆一般にとって利用可能なものとする能力を確保するために必要な場合

(b)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの技術的な統一性を保護するために必要な場合

6　5に定める基準を満たす場合に、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用の条件には、次の事項を含むことができる。

(a)　公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと相互に接続するために特定の技術的インタフェース（インタフェースのプロトコルを含む。）を利用するとの要件

(b)　必要な場合には、公衆電気通信の伝送サービスの相互運用性のための要件及び第十・二十三条に規定する目標の達成を促進するとの要件

(c)　公衆電気通信の伝送網に接続される端末その他の機器の型式認定及び当該公衆電気通信の伝送網への当該機器の接続に関連する技術上の要件

(d)　専用回線又は自営回線を公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスと又は他のサービス提供者の専用回線若しくは自営回線と相互に接続することの制限

(e)　届出、登録及び免許

第十・四条　海底ケーブル

各締約国は、サービス提供者が海底ケーブル設備を公衆電気通信の伝送サービスとして運用することを認められている場合には、自国の区域内における海底ケーブルシステム（陸揚設備を含む。）へのアクセスについて、合理的な、かつ、差別的でない待遇を確保する。

第十・五条　番号ポータビリティ

各締約国は、自国の区域内において、公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、技術的に実行可能な範囲内で、適時に、かつ、合理的な条件で、最終利用者に対し、携帯電話のサービスの提供者間その他自国が指定する同種のサービスの提供者間の移行において、番号ポータビリティを提供することを確保する。

第十・六条　ダイヤリング・パリティ

各締約国は、次のことを確保する。

(a)　自国の区域内における公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、ダイヤリング・パリティを同一の区分に属するサービスにおいて、ダイヤルする際の不当な遅延なしに提供すること。

(b)　他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、電話番号の差別的でない割当てを受けること。

第十・七条　競争条件の確保のためのセーフガード

1　各締約国は、サービス提供者（単独又は共同で自国の区域内において主要なサービス提供者であるもの）が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を維持する。

2　1に規定する反競争的行為には、特に次の行為を含める。

(a)　反競争的な内部相互補助その他の反競争的な価格設定の慣行を行うこと。

(b)　競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。

(c)　不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するために必要なものを、当該他の提供者が適時に利用することができるようにしないこと。

第十・八条　主要なサービス提供者による待遇

一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、次の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者の子会社若しくは提携する会社又は提携していないサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

(a)　同種の電気通信サービスの利用可能性、提供、料金又は品質

(b)　相互接続に必要な技術的インタフェースの利用可能性